

平成十二年政令第四百七十九号

資産の流動化に関する法律施行令

内閣は、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令（平成十年政令第二百七十九号）の全部を改正するこの政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条）
第二章 特定目的会社制度（第二条―第四十八条）
第三章 特定目的信託制度（第四十九条―第七十三条）
第四章 雑則（第七十四条―第七十七条）
附則

第一章 総則

第一条

この政令において「特定資産」、「特定目的会社」、「優先出資」、「特定社債」、「特定目的信託」又は「受託信託会社等」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第一条に規定する特定資産、特定目的会社、優先出資、特定社債、特定目的信託又は受託信託会社等をいう。

第二章 特定目的会社制度

（業務開始届出に記載する政令で定める使用人等）

第二条

法第四条第二項第三号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十条第一項第六号（法第七十二条第二項及び第七百六十七条第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める使用人は、営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定めるものとする。

（資産流動化計画の計画期間）

第三条

法第五条第二項に規定する政令で定める特定資産の区分は、次の各号に掲げる区分とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- 一 次に掲げる特定資産 二十年
イ 動産（有価証券を除く。）
ロ イに掲げるもののみを信託する信託の受益権
二 次に掲げる特定資産 二十五年
イ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権又は育成者権（これらの権利を利用する権利を含む。）

ロ イに掲げるもののみを信託する信託の受益権又はイに掲げるもの及び前号イに掲げるもののみを信託する信託の受益権
三 前二号に掲げる特定資産以外の特定資産
五十年
（特定目的会社の支店の所在地における登記について準用する会社法の規定の読替え）

第四条

法第二十二條第四項の規定において特定目的会社の支店の所在地における登記について会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百三十二條本文の規定を準用する場合には、同条本文中「第九百二十九條から第九百二十五條まで及び第九百二十九條」とあるのは、「資産流動化法第九百二十九條第一項において準用する第九百二十九條（第一号に係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。

（発起人等の責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第五条

法第二十五條第四項の規定において発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

Table with 4 columns: Read replacement text, Read replacement text, Read replacement text, Read replacement text. Rows include Article 848, 849, 852, 853, 855, 856, 857, 858, 859, 860, 861, 862, 863, 864, 865, 866, 867, 868, 869, 870, 871, 872, 873, 874, 875, 876, 877, 878, 879, 880, 881, 882, 883, 884, 885, 886, 887, 888, 889, 890, 891, 892, 893, 894, 895, 896, 897, 898, 899, 900, 901, 902, 903, 904, 905, 906, 907, 908, 909, 910, 911, 912, 913, 914, 915, 916, 917, 918, 919, 920, 921, 922, 923, 924, 925, 926, 927, 928, 929, 930, 931, 932, 933, 934, 935, 936, 937, 938, 939, 940, 941, 942, 943, 944, 945, 946, 947, 948, 949, 950, 951, 952, 953, 954, 955, 956, 957, 958, 959, 960, 961, 962, 963, 964, 965, 966, 967, 968, 969, 970, 971, 972, 973, 974, 975, 976, 977, 978, 979, 980, 981, 982, 983, 984, 985, 986, 987, 988, 989, 990, 991, 992, 993, 994, 995, 996, 997, 998, 999, 1000.

責任追及の訴えに
第八百四十九條第四項及び第五項並びに第八百五十條第一項から第三項まで
第八百五十條第四項
第五十五條、第二百二條第二項、第二百二條第三項、第二百二十條第五項、第二百十三條の二第二項、第二百八十六條の二第二項、第四百二十條第四項（第四百八十六條において準用する第四項を含む。）、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項
特定目的会社
特定目的会社

第六條

法第二十八條第三項の規定において特定目的会社の特定社員名簿管理人について会社法第二百二十三條の規定を準用する場合において

（特定目的会社の特定社員名簿管理人について準用する会社法の規定の読替え）

第七條

法第三十條第二項の規定において特定目的会社の特定出資について会社法第三十四條の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

Table with 4 columns: Read replacement text, Read replacement text, Read replacement text, Read replacement text. Rows include Article 852, 853, 855, 856, 857, 858, 859, 860, 861, 862, 863, 864, 865, 866, 867, 868, 869, 870, 871, 872, 873, 874, 875, 876, 877, 878, 879, 880, 881, 882, 883, 884, 885, 886, 887, 888, 889, 890, 891, 892, 893, 894, 895, 896, 897, 898, 899, 900, 901, 902, 903, 904, 905, 906, 907, 908, 909, 910, 911, 912, 913, 914, 915, 916, 917, 918, 919, 920, 921, 922, 923, 924, 925, 926, 927, 928, 929, 930, 931, 932, 933, 934, 935, 936, 937, 938, 939, 940, 941, 942, 943, 944, 945, 946, 947, 948, 949, 950, 951, 952, 953, 954, 955, 956, 957, 958, 959, 960, 961, 962, 963, 964, 965, 966, 967, 968, 969, 970, 971, 972, 973, 974, 975, 976, 977, 978, 979, 980, 981, 982, 983, 984, 985, 986, 987, 988, 989, 990, 991, 992, 993, 994, 995, 996, 997, 998, 999, 1000.

は、同条中「株主名簿」とあるのは、「特定社員名簿」と読み替えるものとする。
（特定目的会社の特定出資について準用する会社法の規定の読替え）

第七條

法第三十條第二項の規定において特定目的会社の特定出資について会社法第三十四條の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

Table with 4 columns: Read replacement text, Read replacement text, Read replacement text, Read replacement text. Rows include Article 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 1000.

一項から第三項まで	第八百五十五條、第二百二條の資産流動化條第四項、第二百三條第三項、第九十四條、第二百三條第五項、條第四項及第二百三條の二第二項、第二百三條第二項、第二百二十四條(第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二條第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四條第二項及第四百六十五條第二項	特定目的会社
第八百五十條第三項	第八百四十九條第一項	資産流動化條第九十七條第二項において準用する第八百四十九條第一項
第八百五十條第一項及第二項	株式会社等	特定目的会社
第八百五十條第一項	(優先資本金の額の減少をする場合について準用する法等の規定の読替え) 第二十九條 法第九十條第四項の規定において同條第一項の規定による優先資本金の額の減少をする場合について法第六十四條第二項の規定を準用する場合においては、同項中「前項の決議」とあるのは、「前項の決定」と読み替えるものとする。 2 法第九十條第四項の規定において同條第一項の規定による優先資本金の額の減少をする場合について法第六十四條第二項において準用する会社法第九十七條第一項(第一号ト)に係る部分に限る。)、同項中「第九百三十條第二項各号」とあるのは、「資産流動化法第二十二條第四項において準用する第九百三十條第二項各号」と読み替えるものとする。	特定目的会社

無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え)	第三十條 法第九十二條の規定において特定資本金の額又は優先資本金の額の減少の無効の訴えについて会社法第八百三十六條第一項の規定を準用する場合においては、同項中「株主又は設立時株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。 (取締役の責任等について準用する会社法の規定の読替え) 第三十一條 法第九十九條第一項の規定において特定目的会社の社員について会社法第四百六十三條第一項の規定を準用する場合においては、同項中「金銭等に」とあるのは、「配当金の額又は分配金の額に」と読み替えるものとする。 2 法第九十九條第一項の規定において法第三十八條において準用する会社法第八十二條の四第一項の規定による請求に応じた特定目的会社の取締役の責任及び法第五十三條第一項の規定による請求に応じた特定目的会社の取締役の責任について会社法第四百六十四條の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句
第四百六十四條第一項	第四百六十四條第一項	読み替えられる字句	読み替えられる字句
株主	特定社員又は優先出資社員	読み替えられる字句	読み替えられる字句
株式を	特定出資又は優先出資を	読み替えられる字句	読み替えられる字句
株主	特定社員又は優先出資社員	読み替えられる字句	読み替えられる字句
業務執行取締役	特定出資又は優先出資の	読み替えられる字句	読み替えられる字句

第四百六十四條第二項	第四百六十四條第二項	読み替えられる字句	読み替えられる字句
株主	株主	読み替えられる字句	読み替えられる字句
株式を	株式を	読み替えられる字句	読み替えられる字句
株主	株主	読み替えられる字句	読み替えられる字句
業務執行取締役	業務執行取締役	読み替えられる字句	読み替えられる字句

第八百五十五條、第二百二條の資産流動化條第四項、第二百三條第三項、第九十四條、第二百三條第五項、條第四項及第二百三條の二第二項、第二百三條第二項、第二百二十四條(第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二條第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四條第二項及第四百六十五條第二項	第二百三條の二第二項準用する第四項、第二百八十六條の二百六十二條第二項、第四百二十四條第三項(資産流動化法第九十條第四項動化法第九十條第四項)、第四百八十六條第四項動化法第九十條第四項、第四百六十二條は第九十五條第三項(同項ただし書に第三項に規定する分配可能額を超える額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項	特定目的会社
第八百四十九條第一項	第八百四十九條第一項	特定目的会社
第八百五十條第一項及第二項	株式会社等	特定目的会社
第八百五十條第一項	(利益の返還を求める訴えについて準用する会社法の規定の読替え) 第三十二條 法第九十條第六項において同條第三項の利益の返還を求める訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 読み替える会社法の規定	特定目的会社
株主	株主	読み替えられる字句
株式を	株式を	読み替えられる字句
株主	株主	読み替えられる字句
業務執行取締役	業務執行取締役	読み替えられる字句

<p>第八百四十九条第四項及び第五項、第八百五十条第一項から第三項まで並びに第八百五十二条第一項及び第二項</p>	<p>株主等</p>	<p>責任追及等の訴え（適資産流動化格旧株主にあっては法第二百二十八条四十七条の二第一項第三項の各号に掲げる行為の利益の返還効力が生じた時までにを求め訴その原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）</p>	<p>特定目的会社</p>	<p>資産流動化法第二百二十条第六項において準用する第八百四十九条第一項</p>
<p>第八百五十三条株式会社等第一項</p>	<p>募集特定社債の引受けの申込みをしようとする者に対して通知する不動産の鑑定評価を要する権利等</p>	<p>第三十三条 法第二百二十二条第一項第十八号イに規定する政令で定めるものは、第十五条第一項各号に掲げるものとする。</p> <p>2 法第二百二十二条第一項第十八号イに規定する政令で定める不動産鑑定士は、不動産鑑定士であつて第十五条第二項各号に掲げる者以外のものとする。</p> <p>3 法第二百二十二条第一項第十八号ロに規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 第十五条第三項各号に掲げる者</p> <p>二 特定社債に係る法第二百二十六条に規定する特定社債管理者又は法第二百二十七条の二第一項に規定する特定社債管理補助者</p>	<p>特定目的会社</p>	<p>資産流動化法第二百二十条第六項において準用する第八百四十九条第一項</p>
<p>第七百三十三号</p>	<p>担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第一条に規定する信託会社（特定社債に物上担保が付される場合に限る。）（特定社債管理者について準用する会社法の規定の読替え）</p>	<p>第三十四条 法第二百二十七条第八項の規定において特定社債管理者について会社法第八百六十八條第四項の規定を準用する場合には、同項中「第七百五十五條第四項及び第七百六十六條第四項の規定、第七百七十七條」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第八項において準用する第七百七十七條」と、「第七百七十四條第一項及び第三項（これらの規定を第七百七十四條の七において準用する場合を含む。）の規定並びに第七百四十八條第三項</p>	<p>第七百三十三号各号</p>	<p>資産流動化法第二百二十七条第八項において準用する第七百三十三号各号</p>
<p>第七百三十三号</p>	<p>担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第一条に規定する信託会社（特定社債に物上担保が付される場合に限る。）（特定社債管理者について準用する会社法の規定の読替え）</p>	<p>第三十五条 法第二百二十九条第二項の規定において特定目的会社が特定社債を發行する場合における特定社債等について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>第七百三十三号</p>	<p>資産流動化法第二百二十七条の二第二項において準用する第七百三十三号</p>
<p>第七百三十三号</p>	<p>担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第一条に規定する信託会社（特定社債に物上担保が付される場合に限る。）（特定社債管理者について準用する会社法の規定の読替え）</p>	<p>第三十六条 法第二百三十条第二項の規定において特定目的会社が特定社債を發行する場合における特定社債等について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>第七百三十三号</p>	<p>資産流動化法第二百二十七条の二第二項において準用する第七百三十三号</p>

<p>む。の規定並びに第七百十八条第三項</p>	<p>(特定社債に関する法令の適用) 第三十六條 法第三十條に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法(第二十三條を除く。)及び担保付社債信託法施行令(平成十四年政令第五十一號)とし、特定社債に係るこれらの法令の規定の適用については、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理者、特定社債管理補助者、特定社債原簿、特定社債権者集會又は代表特定社債権者は、それぞれ会社法第四編に規定する社債権者、社債券、社債管理者、社債管理補助者、社債原簿、社債権者集會又は代表社債権者とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替へるものとする。</p>	<p>読み替へ読み替へる字句</p>	<p>読み替へる字句</p>	<p>担保付社債法(平資産の流動化に関する法律)債信託法(平成十七年法律(平成十年法律第五(以下この律第八十六號) 第二百二十六條表において)第七百一十一條)「担保二条法」という。第二項第三項</p>	<p>担保付社債法第六百九十八條 准用する会社法第六百九十八條</p>	<p>担保付社債法第七百九十九條 准用する会社法第六百九十九條</p>	<p>担保付社債法第七百二十條 准用する会社法第七百二十條</p>	<p>担保付社債法第七百二十一條 准用する会社法第七百二十一條</p>	<p>担保付社債法第七百二十二條 准用する会社法第七百二十二條</p>	<p>担保付社債法第七百二十三條 准用する会社法第七百二十三條</p>	<p>担保付社債法第七百二十四條 准用する会社法第七百二十四條</p>	<p>担保付社債法第七百二十五條 准用する会社法第七百二十五條</p>					
<p>第二百四十條 資産の流動化に関する法律第二百二十二條第一項各号に掲げる事項及び同法第三百三十三條第一項又は第四百四十一條第一項</p>	<p>担保付社債法第六百九十七條 准用する会社法第六百九十七條</p>	<p>担保付社債法第六百九十八條 准用する会社法第六百九十八條</p>	<p>担保付社債法第六百九十九條 准用する会社法第六百九十九條</p>	<p>担保付社債法第七百一十條 准用する会社法第七百一十條</p>	<p>担保付社債法第七百一十一條 准用する会社法第七百一十一條</p>	<p>担保付社債法第七百一十二條 准用する会社法第七百一十二條</p>	<p>担保付社債法第七百一十三條 准用する会社法第七百一十三條</p>	<p>担保付社債法第七百一十四條 准用する会社法第七百一十四條</p>	<p>担保付社債法第七百一十五條 准用する会社法第七百一十五條</p>	<p>担保付社債法第七百一十六條 准用する会社法第七百一十六條</p>	<p>担保付社債法第七百一十七條 准用する会社法第七百一十七條</p>	<p>担保付社債法第七百一十八條 准用する会社法第七百一十八條</p>	<p>担保付社債法第七百一十九條 准用する会社法第七百一十九條</p>	<p>担保付社債法第七百二十條 准用する会社法第七百二十條</p>	<p>担保付社債法第七百二十一條 准用する会社法第七百二十一條</p>	<p>担保付社債法第七百二十二條 准用する会社法第七百二十二條</p>	<p>担保付社債法第七百二十三條 准用する会社法第七百二十三條</p>
<p>担保付社債法第七百二十四條 准用する会社法第七百二十四條</p>	<p>担保付社債法第七百二十五條 准用する会社法第七百二十五條</p>	<p>担保付社債法第七百二十六條 准用する会社法第七百二十六條</p>	<p>担保付社債法第七百二十七條 准用する会社法第七百二十七條</p>	<p>担保付社債法第七百二十八條 准用する会社法第七百二十八條</p>	<p>担保付社債法第七百二十九條 准用する会社法第七百二十九條</p>	<p>担保付社債法第七百三十條 准用する会社法第七百三十條</p>	<p>担保付社債法第七百三十一條 准用する会社法第七百三十一條</p>	<p>担保付社債法第七百三十二條 准用する会社法第七百三十二條</p>	<p>担保付社債法第七百三十三條 准用する会社法第七百三十三條</p>	<p>担保付社債法第七百三十四條 准用する会社法第七百三十四條</p>	<p>担保付社債法第七百三十五條 准用する会社法第七百三十五條</p>	<p>担保付社債法第七百三十六條 准用する会社法第七百三十六條</p>	<p>担保付社債法第七百三十七條 准用する会社法第七百三十七條</p>	<p>担保付社債法第七百三十八條 准用する会社法第七百三十八條</p>	<p>担保付社債法第七百三十九條 准用する会社法第七百三十九條</p>	<p>担保付社債法第七百四十條 准用する会社法第七百四十條</p>	<p>担保付社債法第七百四十一條 准用する会社法第七百四十一條</p>
<p>担保付社債法第七百四十二條 准用する会社法第七百四十二條</p>	<p>担保付社債法第七百四十三條 准用する会社法第七百四十三條</p>	<p>担保付社債法第七百四十四條 准用する会社法第七百四十四條</p>	<p>担保付社債法第七百四十五條 准用する会社法第七百四十五條</p>	<p>担保付社債法第七百四十六條 准用する会社法第七百四十六條</p>	<p>担保付社債法第七百四十七條 准用する会社法第七百四十七條</p>	<p>担保付社債法第七百四十八條 准用する会社法第七百四十八條</p>	<p>担保付社債法第七百四十九條 准用する会社法第七百四十九條</p>	<p>担保付社債法第七百五十條 准用する会社法第七百五十條</p>	<p>担保付社債法第七百五十一條 准用する会社法第七百五十一條</p>	<p>担保付社債法第七百五十二條 准用する会社法第七百五十二條</p>	<p>担保付社債法第七百五十三條 准用する会社法第七百五十三條</p>	<p>担保付社債法第七百五十四條 准用する会社法第七百五十四條</p>	<p>担保付社債法第七百五十五條 准用する会社法第七百五十五條</p>	<p>担保付社債法第七百五十六條 准用する会社法第七百五十六條</p>	<p>担保付社債法第七百五十七條 准用する会社法第七百五十七條</p>	<p>担保付社債法第七百五十八條 准用する会社法第七百五十八條</p>	<p>担保付社債法第七百五十九條 准用する会社法第七百五十九條</p>

当該募集当該募集転換特定社債

読み替へる字句

読み替へる字句

読み替へる字句

読み替へる字句

読み替へる字句

読み替へる字句

読み替へる字句

読み替へる字句

読み替へる字句

読み替へる字句

読み替へる字句

読み替へる字句

読み替へる字句

読み替へる字句

読み替へる字句

読み替へる字句

読み替へる字句

読み替へる字句

<p>第八百五十三株式会社等 第一項</p>	<p>項 特定目的 会社</p>	<p>八百四十 九条第一</p>	<p>読み替える会 社法の規定</p>	<p>読み替えら れる字句 株式会社又 は株式交換 特定目的 等完全子会 社（以下こ の節におい て「株式会 社等」とい う。）</p>	<p>読み替え る字句 株式会社等</p>	<p>第八百五十三株式会社等 第一項</p>
<p>読み替える会 社法の規定</p>	<p>読み替えら れる字句 株式会社等</p>	<p>責任追及等 の訴え（適 責任追及 格旧株主に あつては第 八等四十七 条の二第一 項各号に掲 げる行為の 効力が生じ た時までに その原因と なつた事実 が生じた責 任又は義務 に係るもの に限り、最 終完全親会 社等の株主 にあつては 特定責任追 及の訴えに 限る。）</p>	<p>読み替える 字句 株式会社等</p>	<p>読み替える 字句 株式会社等</p>	<p>読み替える 字句 株式会社等</p>	<p>読み替える 字句 株式会社等</p>
<p>読み替える会 社法の規定</p>	<p>読み替えら れる字句 株式会社等</p>	<p>読み替える 字句 株式会社等</p>	<p>読み替える 字句 株式会社等</p>	<p>読み替える 字句 株式会社等</p>	<p>読み替える 字句 株式会社等</p>	<p>読み替える 字句 株式会社等</p>
<p>読み替える会 社法の規定</p>	<p>読み替えら れる字句 株式会社等</p>	<p>読み替える 字句 株式会社等</p>	<p>読み替える 字句 株式会社等</p>	<p>読み替える 字句 株式会社等</p>	<p>読み替える 字句 株式会社等</p>	<p>読み替える 字句 株式会社等</p>

読み替え読み替えられる字読み替える字句	読み替える字句
定る法の規句	読み替える字句
第二百十若しくは事務所	、事務所その他の施設
七条第一	
第二百十この法律	この法律若しくは第二百九条第一項において準用する金融商品取引法
八条	
第二百十業務開始届出を行行った特定目的会社	規定による届出を行行った特定譲渡人
九条	
第二百十業務開始届出、変第二百八条第二項の	
九条第一更届出、第十条第規定による届出に係	
号	一項の規定による届出、新計画届出又は第十二条第一項の規定による届出に係る届出書若しくは添付資料又は第七条第二項の
第二百十この法律	この法律若しくは第二百九条第一項において準用する金融商品取引法
九条第二	

2 法第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。第七十二条の二第二項において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における法第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一 顧客が行う資産対応証券の募集等に係る取引又はその募集等の取扱いに係る取引について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨

二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

（資産対応証券の募集等について情報通信の技術を利用した提供に係る金融商品取引法施行令の準用）

第四十八条 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の二十二の規定は、法第二百九条第一項（法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において同法第三十四条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。

第三章 特定目的信託制度

（特定目的信託の信託財産について準用する法の規定の読替え）

第四十九条 法第二百二十四条の規定において特定目的信託の受託者となる信託会社等（法第十三条第一項に規定する信託会社等として）が原委託者から特定目的信託の信託財産として取得する資産について法第二百二条（第四項を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替え読み替えられる字読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
定る法の規句	読み替える字句	読み替える字句
第二百十取得	原委託者から特定目的信託の信託財産として取得	
第二百十		
第二百十取得し、	有することとなる場合には、その数を超える部分の議決権に係る株式等を原委託者から特定目的信託の信託財産として取得	
第二百十		
第二百十取得し、	原委託者から特定目的信託の信託財産として取得	
第二百十		
第二百二十四条の規定において受託信託会社等が当該特定目的信託の信託財産として取得し、又は所有する資産について法第二百二条（第四項を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える読み替えられる字読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
法の規定	読み替える字句	読み替える字句
第二百十二取得	特定目的信託の信託財産として取得	
第二百十二		
第二百十二取得	得有することとなる場合には、し、又その数を超える部分の議決権に係る株式等を特定目的信託の信託財産として取得し、又は保有	
第二百十二		
第二百十二取得	特定目的信託の信託財産として取得	
第二百十二		
（特定目的信託契約の期間）		
第五十条 第三条の規定は、法第二百二十六条第二項に規定する政令で定める特定資産の区分及び政令で定める期間について準用する。		
（資産信託流動化計画の変更届出について準用する法の規定の読替え）		
第五十一条 法第二百二十七条第二項の規定において同条第一項の規定による届出について法第九条第二項及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。		

読み替える読み替えられる字読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
法の規定	読み替える字句	読み替える字句
第九条第二項特定目的会社	受託信託会社等	
第九条第三項	流動化計画の変更において準用する第九条第二項の届出書	
第九条第三項資産流動化計画	資産信託流動化計画	
第一号及び第二号		
（社債的受益権を定める特定目的信託契約に付すべき条件）		
第五十二条 法第二百三十条第一項第二号に規定する政令で定める方法は、金融商品市場における金利を基礎として算出する方法とする。		
2 法第二百三十条第一項第二号に規定する政令で定める条件は、次に掲げるものとする。		
一 社債的受益権（法第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権をいう。以下この項において同じ。）について、信託財産の管理又は処分により得られる利益から配当を行う時期及び配当を行う時期ごとの配当額をあらかじめ定めること。		
二 前号の配当は、一箇月ごと、三箇月ごと、六箇月ごと又は一年ごとに行うこと。		
三 社債的受益権の元本の額は、当該元本の償還を行う場合を除き、変更しないこと。		
四 受託信託会社等は、社債的受益権に係る金銭の分配を行うための資金の借入れ又は費用の負担を行わないこと。		
五 第一号の配当又は第三号の償還を行うことができない場合は、特定目的信託を終了させること。		
（受益証券の権利者について準用する信託法等の規定の読替え）		
第五十三条 法第二百三十六条第二項の規定において受益証券の権利者について信託法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える読み替えられる字読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
法第九十九条第一項	受益証券発行受託信託会社等	
受益権原簿	信託の受託者	権利者名簿

<p>られた者について会社法第七百八条の規定を準用する場合においては、同条中「社債権者」とあるのは、「受益証券の権利者」と読み替えるものとする。</p> <p>(権利者集会等について準用する会社法の規定の読替え)</p> <p>第五十九条 法第二百四十九条第一項(法第二百五十三条において準用する場合を含む。)の規定において権利者集会又は種類権利者集会について会社法第七百三十一條第二項の規定を準用する場合には、同項中「本店」とあるのは、「本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所。第七百三十五條の二第二項において同じ。）」と読み替えるものとする。</p> <p>(種類権利者集会について準用する信託法の規定の読替え)</p> <p>第六十条 法第二百五十二条第二項の規定において種類権利者集会について信託法第九條第三項の規定を準用する場合には、同項中「前条各号」とあるのは、「資産流動化法第二百四十二条第五項において準用する前条各号」と読み替えるものとする。</p> <p>(種類権利者集会について準用する法の規定の読替え)</p> <p>第六十一条 法第二百五十三条の規定において種類権利者集会について法第二百四十二条第五項及び第二百四十三条第一項の規定を準用する場合には、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える法読み替える字句の規定</p> <p>第二百四十二條元本持ある種類の受益権の元本持分</p> <p>第二百四十三條元本持当該種類権利者集会に係る受益権の元本持分の合計</p> <p>(代表権利者の辞任について準用する信託法の規定の読替え)</p> <p>第六十一条の二 法第二百五十七條第二項の規定において同条第一項の代表権利者の辞任について信託法第二百六十二條(第五項を除く。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
<p>読み替える法読み替える字句の規定</p> <p>第二百二條の二に特定目的信託の受益権を發行し、前項の定めがある信託会社等が金融機関の信託業務を除く兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第一條第二項第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地</p> <p>第二百二條の二に特定目的信託の受益権を發行し、前項の定めがある信託会社等が金融機関の信託業務を除く兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第一條第二項第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地</p> <p>第二百二條の二に特定目的信託の受益権を發行し、前項の定めがある信託会社等が金融機関の信託業務を除く兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第一條第二項第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地</p>	<p>読み替える法読み替える字句の規定</p> <p>第二百二條の二に特定目的信託の受益権を發行し、前項の定めがある信託会社等が金融機関の信託業務を除く兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第一條第二項第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地</p> <p>第二百二條の二に特定目的信託の受益権を發行し、前項の定めがある信託会社等が金融機関の信託業務を除く兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第一條第二項第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地</p> <p>第二百二條の二に特定目的信託の受益権を發行し、前項の定めがある信託会社等が金融機関の信託業務を除く兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第一條第二項第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地</p>
<p>前項の受託信託会社等の任務</p> <p>前受託者前受託信託会社等が二以上ある場合における同項</p> <p>「住所前項」前受託信託会社等の本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第一條第二項第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地</p> <p>「住所前項」前受託信託会社等の本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第一條第二項第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地</p>	<p>読み替える法読み替える字句の規定</p> <p>第二百二條の二に特定目的信託の受益権を發行し、前項の定めがある信託会社等が金融機関の信託業務を除く兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第一條第二項第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地</p> <p>第二百二條の二に特定目的信託の受益権を發行し、前項の定めがある信託会社等が金融機関の信託業務を除く兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第一條第二項第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地</p> <p>第二百二條の二に特定目的信託の受益権を發行し、前項の定めがある信託会社等が金融機関の信託業務を除く兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第一條第二項第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地</p>
<p>2 法第二百五十九條第一項の規定において代表権利者の解任について会社法第七百三十八條の規定を準用する場合には、同条中「社債権者集会」とあるのは、「権利者集会」と読み替えるものとする。</p> <p>(特定信託管理者について準用する信託法等の規定の読替え)</p> <p>第六十三条 法第二百六十條第五項の規定において特定信託管理者について信託法第四十四條及び第八十五條第四項の規定を準用する場合には、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える法読み替える字句の規定</p> <p>第二百六十條第五項の規定において特定信託管理者について信託法第四十四條及び第八十五條第四項の規定を準用する場合には、次の表のとおりとする。</p> <p>第二百六十條第五項の規定において特定信託管理者について信託法第四十四條及び第八十五條第四項の規定を準用する場合には、次の表のとおりとする。</p> <p>第二百六十條第五項の規定において特定信託管理者について信託法第四十四條及び第八十五條第四項の規定を準用する場合には、次の表のとおりとする。</p>

第四章 雑則

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容)

第七十四条 法第二百九十条第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二百九十条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条、第三十七條の三第一項及び第二項、第三十七條の四、第三十八條から第四十條(同条第二号にあっては、資産対応証券の募集等又は募集等の取扱いに係る取引の公正を確保するためのものに限る。)まで並びに第四十四條の三第一項の規定とする。

2 法第二百九十条第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第二百八十六條第一項において準用する法第二百九十条第一項において準用する金融商品取引法第三十七條、第三十七條の三第一項及び第二項、第三十七條の四、第三十八條から第四十條(同条第二号にあっては、資産対応証券の募集等又は募集等の取扱いに係る取引の公正を確保するためのものに限る。)まで並びに第四十四條の三第一項の規定とする。

第七十五条 法第二百九十条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(同条第二項の規定により証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)に委任されたものを除く。)のうち、法第二百七十七條第一項(法第二百九十条第二項(法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の結果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(財務局長等への権限の委任)
第七十六条 法第二百九十条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(法第二百九十四條及び第二百三十二條の規定による権限を除く。第四項において「長官権限」という。)は、特定目的会社、受託信託会社等、特定譲渡人(法第二百八十八條第一項に規定する特定譲渡人をいう。以下同じ。)(以下原委託者(法第二百二十二條に規定する原委託者をいう。以下同じ。))の本店、主たる事務所又は住所(以下「本店

等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任するものとする。ただし、法第二百八十六條第一項(法第二百九十条第二項(法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。法第二百九十条第二項の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。次項において同じ。)の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第二百七十七條第一項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問(以下「検査等」という。)で特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等以外の営業所、事務所その他の施設(代理店を含む。以下「支店等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 前項の規定により、特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。
5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。
(委員会の権限の財務局長等への委任)
第七十七条 法第二百九十条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。
一 法第二百九十条第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限
二 第七十五条の規定により委員会に委任された法第二百七十七條第一項(法第二百九十条第二

項(法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による権限
2 前項各号に掲げる委員会の権限で特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の支店等に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 前項の規定により、特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

4 第一項の規定は、委員会の指定する者に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項の規定の適用については、同項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは、「委員会」とする。
5 委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。
附則 (平成二十二年六月七日政令第三〇号) 抄
この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)の施行の日(平成十二年十一月三十日)から施行する。

附則 (平成二十二年一月一七日政令第四八二号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
附則 (平成二十二年一月一七日政令第四八二号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十二年十一月三十日。以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十九条中資産の流動化に関する法律施行令第四条第三号の改正規定(「若しくは商標権(これらを利用する権利を含む。)」を「商標権若しくは回路配置利用権(これらを利用する権利を含む。)、技術上の秘密(秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。))若しくは著作権」に改める部分を除く。))の施行の日(平成十二年法律第四十九号)の施行の日(平成十三年一月六日)
二 第二十九条中資産の流動化に関する法律施行令第四条第三号の改正規定(「若しくは商標権(これらを利用する権利を含む。)」を「商標権若しくは回路配置利用権(これらを利用する権利を含む。)、技術上の秘密(秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。))若しくは著作権」に改める部分に限る。))の施行の日(平成十二年法律第九十号)の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十二年二月二七日政令第五四八号)
この政令は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。
附則 (平成二十三年一月四日政令第四五三号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。
(罰則に関する経過措置)
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二十三年二月九日政令第二八号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
附則 (平成二十三年六月二九日政令第二二〇号)
この政令は、平成十三年十月一日から施行する。
附則 (平成二十三年七月二六日政令第二五三号)

附則 (平成二十三年七月二六日政令第二五三号)

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成一三年九月二二日政令第三一号）抄

第一条 この政令は、商法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十三年十月一日）から施行する。

（経過措置）
第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一四年一月二三日政令第一〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十四年二月一日から施行する。

附則（平成一四年三月二〇日政令第五〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第六条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一四年四月二四日政令第一六四号）抄

この政令は、商法及び株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年五月一日）から施行する。

附則（平成一四年六月二一日政令第二二〇号）抄

この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

附則（平成一五年三月二八日政令第一一七号）抄

この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附則（平成一五年二月二五日政令第五四〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十八年一月一日から施行する。

附則（平成一六年一月三〇日政令第九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一六年三月一九日政令第四五号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附則（平成一六年九月八日政令第二六六号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の一部の施行の日（平成十六年十月一日）から施行する。

附則（平成一六年一〇月二〇日政令第三一八号）抄

（施行期日）
1 この政令は、破産法の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。
（罰則の適用に関する経過措置）
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一六年一二月三日政令第三八五号）抄

この政令は、電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年二月一日）から施行する。

附則（平成一六年一二月二八日政令第四二九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。

附則（平成一七年二月一六日政令第一九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一七年二月一八日政令第二四号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附則（平成一七年三月九日政令第三八号）抄

（施行期日）
1 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

（資産の流動化に関する法律施行令等の一部改正に伴う経過措置）
2 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律第三号の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律の規定（不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により不動産の鑑定評価を行うことを禁止する処分を受けた者の次の表の上欄に掲げる法律の規定による調査における取扱いについては、それぞれ同表の下欄に掲げる政令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十七年七月一日から施行する。

附則（平成一八年四月一九日政令第一七四号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附則（平成一九年七月一三日政令第二〇八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附則（平成一九年八月三日政令第二三三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

附則（平成一九年九月二四日政令第三六九号）抄

（罰則の適用に関する経過措置）
第六十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一九年一二月二四日政令第三六九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十年一月四日から施行する。

（資産の流動化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）
第三十条 既登録社債等については、第三十八条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律施行令第三十六条及び第七十三条第二項の規定は、なおその効力を有する。

附則（平成二二年一月二三日政令第八三〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二二年六月一日）から施行する。

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十八年二月一日から施行する。

附則（平成一八年四月一九日政令第一七四号）抄

この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附則（平成一九年七月一三日政令第二〇八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附則（平成一九年八月三日政令第二三三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

附則（平成一九年九月二四日政令第三六九号）抄

（罰則の適用に関する経過措置）
第六十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一九年一二月二四日政令第三六九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十年一月四日から施行する。

（資産の流動化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）
第三十条 既登録社債等については、第三十八条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律施行令第三十六条及び第七十三条第二項の規定は、なおその効力を有する。

附則（平成二二年一月二三日政令第八三〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二二年六月一日）から施行する。

（施行期日）
第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二二年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から三まで 略

四 第一条中金融商品取引法施行令第十六条の

四及び第三十八條第二項の改正規定、第五條中農業協同組合法施行令第一条の十六第一項及び第二項の改正規定、第七條中信用金庫法施行令第十三條第一項の改正規定、第十一條中長期信用銀行法施行令第五條の改正規定（同條第一項の表以外の部分中「場合」の下に「（同法第十二條の三を準用する場合を除く。）」を加える部分及び同條に一項を加える部分に限る。）、第十三條中労働金庫法施行令第七條第一項の改正規定、第十九條中水産業協同組合法施行令第十條の七第一項及び第二項の改正規定、第二十一條中保険業法施行令第二十一條の改正規定、第三十一條の規定、第三十三條中投資信託及び投資法人に関する法律施行令第二百一十一條第一項の改正規定並びに第三十五條の規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年十月一日）

（罰則の適用に関する経過措置）

この政令は、公布の日から施行する。

第五条 この政令（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

附則（平成二三年六月二四日政令第一八一号）抄

附則（平成二七年一月二八日政令第二三号）抄

第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。）の施行の日（平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

この政令は、公布の日から施行する。

第十三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

附則（平成二三年一月一六日政令第三三九号）抄

附則（令和三年二月三日政令第二一号）抄

この政令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

附則（平成二三年一月二八日政令第三五六号）抄

附則（令和三年二月三日政令第二一号）抄

（施行期日）

この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）の施

行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年一月二七日政令第三二六号）抄

附則（令和元年一月七日政令第一四八号）抄

（施行期日）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

2 資産の流動化に関する法律施行令（平成二十二年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七十三條に次の一項を加える。

13 特定目的信託に係る樹木採取権登録令（令和元年政令第四百八十八号）第四十八條第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

附則（令和三年二月三日政令第二一号）抄

附則（令和三年二月三日政令第二一号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

2 資産の流動化に関する法律施行令（平成二十二年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七十三條に次の一項を加える。

13 特定目的信託に係る樹木採取権登録令（令和元年政令第四百八十八号）第四十八條第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

附則（令和三年二月三日政令第二一号）抄

附則（令和三年二月三日政令第二一号）抄

（施行期日）

この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）の施

行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年一月二八日政令第二三号）抄

附則（平成二七年一月二八日政令第二三号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）の施

行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年一月二八日政令第二三号）抄

附則（平成二七年一月二八日政令第二三号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）の施

行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年一月二八日政令第二三号）抄

附則（平成二七年一月二八日政令第二三号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）の施

行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年一月二八日政令第二三号）抄

附則（平成二七年一月二八日政令第二三号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。